

⇨ 手形払いによる寄附金の取扱い

Q : 当社は、X社の改装費用として300万円の寄附をしました。その際に手形で支払ったのですが、手形の決済期日は翌期です。これを当期の寄附金として損金算入限度額を計算しましたが、認められるでしょうか？

A : 手形による寄附金は、決済されるまでは支出がなかったものとして取り扱われますので、当期の寄附金とすることは認められません。

【解説】

法人税法上、寄附金の支出の時期は、現実に金銭を支払ったときとされ、具体的には次のように定められています。

- ① 将来支払うべき寄附金を未払金に計上した場合は、その未払金を現実に支払った日
- ② 支払った寄附金を仮払金等として経理した場合は、現実に支払った日
- ③ 寄附金の支払いのため手形を振り出した場合は、その手形が決済された日

したがって、ご質問の場合には上記③により、手形が決済される翌期において寄附金の支出があったものとして取り扱われますので、当期の寄附金とすることは認められません。

このように取り扱われる理由としては、寄附金は寄附者の任意による一方的な支払いであるため、経理処理の方式のいかんにかかわらず、現実に金銭等による支出が行われたときに初めて寄附があったものとして認識するのが、相当と考えられるからです。

